

川越市あき地の環境保全に関する条例（全部改正）（案）の概要について

【改正の趣旨】

昭和44年に施行された「川越市あき地の環境保全に関する条例」（以下、「条例」という。）の現状と課題について検討を重ねた結果、条例の全部改正をしようとするものです。

【改正の理由】

近年、土地の利用・管理の担い手の減少等に伴い、適正な管理がなされず、地域の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある管理不全の空き地が増加しており、今後もそのような空き地が増加していくことが予想されます。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように空き地を適正に管理することは、所有者の責任であるものの、火災等の発生が危惧され、地域住民の生命、身体又は財産に深刻な影響を及ぼすおそれのある管理不全の空き地に対しては、行政として一定の措置を講ずる必要があります。しかしながら、現行の条例においては、所有者に対する指導等の規定しかないため、行政として管理不全の空き地への対応に限界が生じております。

そのため、管理不全の空き地について、所有者等の責任で解決することを原則としつつ、地域の課題として市及び地域の住民が協力して解決に努めることを基本理念として定めるとともに、管理不全の空き地に対する措置命令等の規定を創設し、所有者等に対する規制権限を強化するため、本条例を全部改正しようとするものです。

【改正の内容】

(1) 基本理念の創設

管理不全の空き地は、原則として所有者等の責任において解決することとし、市及び地域住民は、管理不全の空き地が地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある課題であることを認識し、協力してその解決に取り組むよう努めることを基本理念とします。

(2) 管理不全空き地の所有者等に対する規制権限の強化

管理不全の空き地の所有者等が正当な理由なく勧告に従わない場合に、当該所有者等に必要な措置を講ずるよう命ずることができるものとし、さらにその命令に正当な理由なく従わない場合に、命令に違反した者の氏名等を公表することができるものとします。

【施行予定日】

令和7年4月1日

【問い合わせ先】

環境部 環境対策課 管理・浄化槽担当 電話 049-224-5894（直通）